

手数料体制への移行に関する進捗状況等について

H17.11.30.環境研究技術室

1. 背景

本モデル事業では、開始当初は原則国負担による実証試験を実施するが、試験方法が確立した技術分野から（開始から原則として2年間を経過したものから）順次、手数料徴収体制に移行することとしている。

2. 平成 17 年度の移行の状況について

平成 15 年度開始の 3 技術分野については、平成 17 年度から原則手数料体制に移行することとされているが、現時点では 3 技術分野とも移行を完了していない状況。

主な要因としては、以下のようなことが挙げられる。

手数料体制の具体的な実施方法（17 年度の事業実施要領）が 16 年度末まで固まらなかったため、各技術分野における移行の検討の開始が遅れた。

これまで手数料徴収を前提とした試験法が考慮されていなかったため、手数料額が高額となりすぎ、試験法の簡素化・効率化の検討が必要となった分野が多い。

3. 平成 18 年度に向けて

平成 18 年度には、16 年度開始の 3 分野（化学物質簡易モニタリング、ヒートアイランド対策、VOC 処理）が、手数料体制に移行する予定。

18 年度の実施方法については基本的に 17 年度のものと同じであり、スムーズな移行のため、前倒しで検討を初めていただく必要がある。まずは以下の事項を進めていただきたい。

具体的な手数料項目の設定： 試験実費（試験に伴う測定・分析等の費用、人件費、消耗品費及び旅費）に当たる具体的な手数料項目を設定。可能な限り、手数料額の大まかな目安も付けることが望ましい。

実証運営機関の公募・選定： 18 年度当初から活動を開始するためには、17 年度中に選定手続きを取ることが望ましい。

（必要に応じ）試験法の効率化の検討： 手数料額が高額すぎる等の場合、実証試験法の効率化が必要となる可能性がある。